

⑤

令和元年度

静岡市各種会計歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

静岡市監査委員

02 静 監 第 688 号
令和 2 年 8 月 24 日

静 岡 市 長 田 辺 信 宏 様

静岡市監査委員 村 松 眞
同 白 鳥 三和子
同 山 根 田鶴子
同 山 本 彰 彦

令和元年度静岡市各種会計歳入歳出決算及び
基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により、令和元年度各種会計（一般会計・14 特別会計）の歳入歳出決算及び関係書類並びに基金運用状況書類を静岡市監査基準（令和 2 年静岡市監査委員告示第 1 号）に基づいて審査したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

I 各種会計歳入歳出決算

第1 審査の対象	3
第2 審査の期間	3
第3 審査の方法	4
第4 審査の結果	4
第5 決算の概要	5
1 各種会計総括	5
(1) 歳入歳出の状況	5
(2) 債務負担行為の状況	8
(3) 市債の状況	8
(4) 普通会計における財政指標等	10
2 一般会計	13
(1) 決算の総括	13
(2) 歳入の概要	17
(3) 歳出の概要	32
3 特別会計	48
(1) 電気事業経営記念基金会計	49
(2) 土地区画整理清算金会計	50
(3) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計	51
(4) 公債管理事業会計	52
(5) 競輪事業会計	53
(6) 国民健康保険事業会計	56
(7) 簡易水道事業会計	59
(8) 農業集落排水事業会計	60
(9) 駐車場事業会計	61
(10) 介護保険事業会計	62
(11) 介護保険サービス会計	63
(12) 中央卸売市場事業会計	64

(13) 後期高齢者医療事業会計	65
(14) 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計	66
4 財産に関する調書	68
(1) 公有財産	68
(2) 物 品	71
(3) 債 権	72
(4) 基 金	73
第6 意 見	74
1 令和元年度予算	74
2 令和元年度決算	75
(1) 一般会計の決算状況	75
(2) 特別会計の決算状況	76
(3) 令和元年度決算の評価	77
3 令和元年度予算の執行状況等	81
(1) 重点プロジェクトに位置付けられた事業	81
(2) 特別会計 介護保険事業会計	89
(3) 令和元年度に明らかになった事案に対する対応	89
4 総 括	90

Ⅱ 基金運用状況

第1 審査の対象	91
第2 審査の期間	91
第3 審査の方法	91
第4 審査の結果	91
第5 概 要	92
1 土地開発基金	92
2 国民健康保険高額療養費貸付基金	93

令和元年度静岡市各種会計歳入歳出 決算及び基金運用状況の審査意見

I 各種会計歳入歳出決算

第 1 審査の対象

1 一般会計

令和元年度静岡市一般会計歳入歳出決算

2 特別会計

- (1) 令和元年度静岡市電気事業経営記念基金会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度静岡市土地区画整理清算金会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付金会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度静岡市公債管理事業会計歳入歳出決算
- (5) 令和元年度静岡市競輪事業会計歳入歳出決算
- (6) 令和元年度静岡市国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- (7) 令和元年度静岡市簡易水道事業会計歳入歳出決算
- (8) 令和元年度静岡市農業集落排水事業会計歳入歳出決算
- (9) 令和元年度静岡市駐車場事業会計歳入歳出決算
- (10) 令和元年度静岡市介護保険事業会計歳入歳出決算
- (11) 令和元年度静岡市介護保険サービス会計歳入歳出決算
- (12) 令和元年度静岡市中央卸売市場事業会計歳入歳出決算
- (13) 令和元年度静岡市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算
- (14) 令和元年度静岡市立静岡病院事業債管理事業会計歳入歳出決算

- 3 上記決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第 2 審査の期間

令和2年6月15日から令和2年8月17日まで

第 3 審査の方法

令和元年度各種会計歳入歳出決算書及びその附属書類について、会計管理者及び関係所属所管の諸帳簿類と照合し、計数の確認を行ったほか、法令で定める様式を基準として作成されているか、予算の執行は、効率的かつ適正に行われているかなどを検証するため、予算の執行状況及び財産状況について資料の提出を求め、これを審査した。あわせて、主要な事業について、関係職員からの説明聴取等の方法による審査を実施した。

第 4 審査の結果

令和元年度各種会計歳入歳出決算書等は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿と符合し正確であることが認められた。また、予算の執行については、おおむね適正であると認められた。

決算の概要及び意見は、後述のとおりである。

- (注) 1 各種会計とは、一般会計、特別会計（公営企業会計を除く。）を併せ便宜的に呼称したものである。
- 2 数値は、次のとおり表示し、又は算出しているため、差額、合計等が一致しない場合がある。
- (1) 文中の金額は原則として万円単位、表中の金額は千円単位で表示し、いずれも単位未満は切り捨ててある（普通会計の金額を除く。）。
- (2) 比率（%）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。ただし、99.95%以上100%未満のものは99.9%とした。
- (3) 差額等の数値が「0」のもの又は該当数値はあるが単位未満のものは、「0」、「0.0」で表示した。なお、これらが負数の場合は、「△0」、「△0.0」で表示した。
- (4) 該当数値がないもの、算出不能なもの又は1,000.0%以上の増減率等の無意味なものは、「-」で表示した。
- (5) 減数又は負数は、「△」で表示した。
- (6) 比率間の比較は、「ポイント」で表示した。
- (7) 執行率は予算現額に対する収入済額・支出済額の割合で、収入率は、調定額に対する収入済額の割合である。